

令和6年12月23日

小金井市立小中学校保護者 各位

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

(公印省略)

学校給食費の無償化の実施について

日頃より、小金井市の教育施策にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、小金井市では、令和7年1月以降当面の間、小金井市立小中学校で提供する給食について、学校給食費を無償化することといたしました。既にご案内している内容ではございますが、改めて下記のとおりお知らせいたします。

記

《学校給食費の無償化について》

1 対象者

小金井市立小中学校に在籍する児童・生徒

(ただし、学校給食費の補助等を受けている方(生活保護や就学援助を受けている方等)は、無償化の対象にはなりません。原則、小金井市各担当部署から学校へ直接払いとなります。)

2 無償化の対象となる学校給食費

令和7年1月1日以降に提供される給食の学校給食費全額

3 その他

(1) 無償化の手続は不要です。

(2) 学校給食費の無償化により、これまで行ってきたアレルギー対応による返金は、令和7年1月以降行いません。

《学校給食代替弁当補助金について》

既にちらしを配布しておりますが、食物アレルギー・医師の診断を受けた疾患・宗教上の理由により、一つの学期を通じて、やむを得ず給食の提供を一切受けず、

お弁当等を学校へ持参している場合、補助を受けることができます。詳しくは本日添付のちらしをご覧ください。

【担当】 小金井市教育委員会

学校教育部学務課保健給食係

電話 042-387-9874